

地域生活支援拠点等の機能充実のための運用状況の検証

平成30年度に宇部市地域自立支援協議会において、地域生活支援拠点等の整備の承認を得て実施。(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律により、地域生活支援拠点等の整備が令和6年度より努力義務となる)

地域生活支援拠点等の整備の目的

拠点等は、障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障害にも対応できる専門性を有し、地域生活において、障害者等やその家族の緊急事態の対応を図る

- ① 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等の活用
- ② 体験の機会の提供を通じて、施設や親元からGH、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制を整備

地域生活支援拠点等の5つの機能

① 相談

基幹相談支援センター、委託相談事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、常時の連絡体制を確保し、障害特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談等必要な支援を行う機能

② 緊急時の受け入れ・対応

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

③ 体験の機会・場

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

④ 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応の体制確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

⑤ 地域の体制づくり

各相談機関など様々な機関と連携できるコーディネーターを配置し、地域のニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

検証・検討における留意点

拠点等の整備方針、機能が地域の実情に適しているか。課題に対応できるかを十分に検討・検証することが重要。

- ・地域定着支援等を十分に活用し、地域の実情に応じた機動的な運営が図れる体制かどうか検証する。
- ・相談機能の現状、体験の機会・場・緊急時の受け入れ・対応を行う体制が十分か。また専門的な人材の養成・確保のための対策を講じているか。地域の体制づくりのために必要な機能を満たしているか等、随時見直しを行い拠点等として機能の充実・発展を図る。

検証方法

地域自立支援協議会において、各機能について実績等の報告を行い、拠点の各機能の取組方法や課題について委員の皆様からの意見をとりまとめ、拠点に必要な機能の見直しや強化を検討する。